

岩手県告示第495号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成23年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

検査年月日	検査場所	検査開始時間
平成23年9月9日	沿岸広域振興局大船渡農林振興センター	午後4時